

(様式 1-3)

福島県 (南相馬市) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 2 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	193	事業名	被災地域農業復興総合支援事業 (小高東部ライスセンター整備) 南相馬市	事業番号	(5)-43-41
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (間接)	
総交付対象事業費	18,500 (千円)		全体事業費	465,021 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p><現状></p> <p>本市では、東日本大震災に伴う津波被災や福島第一原子力発電所事故に伴い、多くの農業者が長期間の避難生活を余儀なくされたことや放射性物質による農地及び農業用施設の汚染により、水稻をはじめとする農産物の作付けの制限及び自粛が行われていた。また、このような状況が長期間にわたり続いたことから、農業者の所有する農業用機械や施設の劣化や損失等が生じており、その整備等に掛かる経費等の負担が、農業者の経営を圧迫することから、営農再開に向けた意欲の低下を招くこととなり、市の農業再生の障害となっている。特に小高区では、避難指示が長期化したため、問題が深刻化しており、小高区の平成 30 年 11 月現在居住者数が 3 千人台 (震災以前と比べて約 24%) であり、水稻作付面積は令和元年度で 102ha (再開率約 8%) にとどまっている。</p> <p>このような市農業の取り巻く状況を改善するため、市では、農地等の除染や基盤整備事業を実施し、農業基盤の再生を進めており、農産物の作付けが可能となった農地において、農産物の生産を計画し、営農再開を志す意欲的な農業者も現れている。</p> <p>市では、基盤整備と併せて、米、大豆等の土地利用型作物による営農再開の拡大を推進するとともに、意欲ある農業者を支援するため、収穫物の乾燥調製貯蔵に掛かる経費の軽減や、農業生産労力の効率化を図る小高東部ライスセンターを整備する。</p>					
事業概要					
<p><本事業で整備する理由></p> <p>農業者が円滑に営農を再開する環境整備の一環として、営農再開を推進していく小高区に小高東部ライスセンターを整備し、農業経営に掛かる負担を軽減することで、地域の営農再開をけん引する、意欲ある担い手を育成する。</p> <p><整備内容></p> <ul style="list-style-type: none">施設概要：乾燥調製施設棟 1 棟、籾殻保管庫棟 1 棟、製品置場棟 1 棟 (敷地面積 2741.43 m²、施設面積 1395.53 m²)品目：水稻、大豆、なたね受益面積：225ha (水稻 200ha、大豆 20ha、なたね 5ha)処理能力：1,200 t (玄米)、42 t (大豆)、7.5 t (なたね) <p><市町村計画等></p> <p>【南相馬市復興総合計画 後期基本計画】</p> <p>政策の柱 3 産業・仕事づくり</p> <p>7 農林水産業</p> <p>施策⑱農業生産基盤と農村環境の整備 取組方針</p>					

<p>新たな作物の作付奨励や機械化作業体系の確立など生産性の向上を図ります。</p> <p>主な取組 農業施設・農業機械の貸与</p>	
<p>当面の事業概要</p>	
<p><令和2年度></p> <p>実施設計 18,500千円</p> <p><令和3年度></p> <p>建築工事 446,521千円</p>	
<p>地域の帰還環境整備との関係</p>	
<p>農業用施設等の整備は、避難した農業者が所有する農業用施設等の管理が長期間にわたり滞ってしまったことにより発生した修繕等の負担を軽減するとともに、農業生産に係る労力の効率化を図ることにつながるため、市内農業者の農業経営を行う環境の向上につながり、営農を再開する農業者が増加することが期待できる。このような農業経営に取り組む環境を整備することにより、小高東部ライスセンターに直接関係する雇用として5名程度の農業者雇用を見込むとともに、10名程度の営農再開を目指す農業者帰還を促進することにつながる。</p>	
<p>関連する事業の概要</p>	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

<p>関連する基幹事業</p>	
事業番号	
事業名	
交付団体	
<p>基幹事業との関連性</p>	



国道 6 号線

乾燥調製施設
建設予定地

